平成22年3月31日

鳥取県知事
平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第28号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同 表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合に は、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等 (以下「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等 (以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対 応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」とい う。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表 細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対 応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号及び別表の細目の表示、削除項等並びに削除別表細目を除く。 以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び別表の細目の表示、 追加項等並びに追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該 改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に 対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の 表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改 め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在し ない場合には、当該改正後表を加える。

> 改正後 改正前

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の|第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(11) 略

- (12) 総室内室長 組織規則第6条の表課及び総室 内室の欄に掲げる子育て応援室、家庭福祉室、企 画調査室、経営支援室、通商物流室、人材育成確 保室、労働政策室、雇用就業支援室、企業立地推 進室、新事業開拓室、次世代環境産業室、産学金 官連携室、林政企画室、県産材・林産物需要拡大 室及び森林づくり推進室の長をいう。
- (13) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄 に掲げる市町村税制支援室、給与室、広域観光推 進室、山陰海岸ジオパーク推進室、企画総務室、

(定義)

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(11) 略

(12) 課内室長等 組織規則第6条の表内部組織の 欄に掲げる営繕室、市町村税制支援室、企画調整 チーム、次世代改革チーム、日本のまつり推進 自立支援室、医師確保推進室、感染症・新型イン フルエンザ対策室、グリーンニューディール推進 室、水環境保全室、企画調整室、農村整備室、水 産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をい う。

#### (14) 略

- (15) 部長 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県 条例第5号) 第14条第2項に規定する部局長等を
- (16) 局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第5 項の規定により置かれる部内局又は課の長をい う。

(17) 略

(18) 略

## (専決事項)

# 第4条 略

2 前項の場合において、子育て支援総室、経済通商 総室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業 総室(以下「各総室」という。)にあっては、局長 の専決事項を各総室の長(以下「総室長」とい う。)の専決事項と、課長の専決事項(別表第1の 二6(三)、四1(三)及び五9(三)に掲げる事項を除 く。)を総室内室長の専決事項とみなす。

て支援総室、くらしの安心局、経済通商総室、雇用 人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業 総室、農林総合研究所及び水産振興局の事務に係る 部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞ れ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄 に 印により定めるとおりとする。この場合におい て、各総室にあっては、局長の専決事項を総室長の 専決事項と、課長の専決事項を総室内室長の専決事 項とみなす。

室、国際観光振興室、観光資源振興室、企画総務 室、自立支援室、子育て応援チーム、母子・児童 養護チーム、医師確保推進室、地球温暖化対策 室、環境産業育成室、企画調査チーム、経営支援 チーム、通商物流チーム、人材育成確保チーム、 労働政策チーム、雇用就業支援チーム、企業立地 推進チーム、新事業開拓チーム、産学金官連携チ <u>ーム</u>、企画調整室、<u>地域農業基盤室、林政企画チ</u> <u>ーム、県産材・林産物需要拡大チーム、森林づく</u> り推進チーム、水産振興室、全国豊かな海づくり 大会推進室、用地室及び高速道路推進室の長をい

(13) 略

- (14) 部長 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県 条例第5号) 第13条第2項に規定する部局長等を いう。
- (15) 局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第5 項の規定により置かれる局又は課の長をいう。

(16) 略

(17) 略

#### (専決事項)

# 第4条 略

2 前項の場合において、政策企画総室、経済通商総 室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業総 室(以下「各総室」という。)にあっては、局長の 専決事項を各総室の長(以下「総室長」という。) の専決事項と、課長の専決事項(別表第1の二6 (三)、四1(三)及び五9(三)に掲げる事項<u>並びに次</u> 世代改革チームの事務に係るものを除く。)を各総 室に置かれた課内室長等(次世代改革チームの長を 除く。以下「チーム長」という。)の専決事項とみ なす。

4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、子育 4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、くら しの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振 興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研 究所及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課 長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務 処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定める とおりとする。この場合において、各総室(政策企 画総室を除く。)にあっては、局長の専決事項を総 室長の専決事項と、課長の専決事項をチーム長の専 決事項とみなす。

#### 5 略

は、別表第1から別表第3までに掲げる事項(課長 に係るものに限る。)のうち特に必要があると認め る事項について、課内室長に専決させることができ る。

7~10 略

#### (委任決裁事項)

### 第6条 略

委任決裁事項を総室長の委任決裁事項と、課長の委 任決裁事項(別表第1の三の9、10及び16(二)並び に七1(一)(3)口に掲げる事項を除く。)を<u>総室内</u> 室長の委任決裁事項とみなす。

## 3~7 略

## (代決)

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職 第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職 員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第 2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第 1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がと もに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第 2順位者が行うことができる。

- 100 12 12 13	1,7,0	<u> </u>	. • •	
本庁又は地	正当決	裁権者	第1順位者	第2順位者
方機関の別				
1 本庁	(1)	知事	副知事 <u>(副</u>	主務部長
			<u>知事が欠け</u>	
			<u>たときは、</u>	
			統轄監)	
	(2)	副知事	<u>統轄監</u>	主務部長
	略			
	(5)	課長	略	
			課内室長	
			略	
略	•	•		

2 副知事が欠けた場合における第6条第1項の規定 の適用については、別表第1中「副知事」とあるの は、「統轄監」とする。この場合において、統轄監 が不在の場合は、主務部長が代決することができ る。

#### 5 略

6 第1項から第5項までの規定にかかわらず、課長 6 第1項から第5項までの規定にかかわらず、課長 は、別表第1から別表第3までに掲げる事項(課長 に係るものに限る。)のうち特に必要があると認め る事項について、課内室長等に専決させることがで きる。

7~10 略

#### (委任決裁事項)

### 第6条 略

2 前項の場合において、各総室にあっては、局長の 2 前項の場合において、各総室にあっては、局長の 委任決裁事項を総室長の委任決裁事項と、課長の委 任決裁事項(別表第1の三の9、10及び17(二)並び に七1(一)(3)口に掲げる事項並びに次世代改革チ <u>ームの事務に係るもの</u>を除く。)を<u>チーム長</u>の委任 決裁事項とみなす。

3~7 略

# (代決)

員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第 2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第 1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がと もに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第 2順位者が行うことができる。

			. •	
本庁又は地	正当決	我権者	第1順位者	第2順位者
方機関の別				
1 本庁	(1)	知事	副知事	主務部長
	(2)	副知事	総務部長	主務部長
	略			
	(5)	課長	略	
			課内室長等	
			略	
略				

2 前項の場合において、副知事が欠けたときは、同 項の表中「副知事」とあるのは、「総務部長」とす る。

- ついては、同項の表本庁の項中「局長」とあるのは 「総室長」と、「主務局長」とあるのは「主務総室 長」と、「課長」とあるのは「総室内室長」と、 「主務課長」とあるのは「主務総室内室長」とす る。
- 4 略

(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限等) 第10条 略

- 2 略
- 3 前項に掲げる場合のほか、災害その他やむを得な い事情により正当決裁権者及び代決権者が決裁をす ることができない場合で、やむを得ないと認められ るときは、正当決裁権者の上司が決裁するものとす <u>る。</u>

別表第1 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関系) 共通事項に係る事例理解限

	事 耳	<b></b>			事	務	処	理	権「	限 0	) <u>X</u>	分		
				W.	事 決	、権	者		-	委	任決	裁析	重者	
種 類	内	容	知事	部長	課長	挡	地対関の	副	嘶事	部長	晨	課長	挡	地方機関の長
- 公文	略													
書に関事務	条例第2 する事務と (一) 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2	2年鳥取県定別が新り、12年鳥取県定別が新り、12年鳥取県定国に関いていた。 12年の 12年の 12年の 12年の 12年の 12年の 12年の 12年の								_				
略														
八 公有 財産の 管理に 関する 事務	公有財産 定若しく! け又は公 料若しく! の対面が (一) 適 して行 私権の対	への私権の 規権の借	設受付定 くは財無											

3 第1項の場合において、各総室に係る決裁事項に 3 第1項の場合において、各総室に係る決裁事項に ついては、同項の表本庁の項中「局長」とあるのは 「総室長」と、「主務局長」とあるのは「主務総室 長」と、「課長」とあるのは「チーム長」と、「主 務課長」とあるのは「主務チーム長」とする。

4 略

(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限等) 第10条 略

2 略

別表第1 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関系) 共通事項に係る事物理事

事務処理権限の区分 委任決裁権者 種 類 内 容 畑事 会計 地方機 会計 地方機 部長 課長 担当 融事 部長 局長 課長 担当 職員関の長 職員関の長 - 公文 略 書に関 する事 7 鳥取県情報公開条 例(平成12年鳥取県 務 条例第2号)に規定 する知事の権限に属 する事務のうち次に 掲がもの (一) 略 (二) 同条例第7条 第2項の規定によ る決定期間の延長 並以に同条第4項 及が251百の担定 による期間の延長 の特例の決定 (1) 略 (2) (1)以外の ŧの (三) 略 略 八公有 1 普通財産の貸付け又 財産の出現権の借受け 管理に 関する 事務 (一) 適正な対価なく して行う貸付けのう ち財産の交換、譲 与 無償貸付等に関 する条例(昭和39年

例(昭和39年鳥取県 条例第8号)の規定 の適用を受けない电 の (二) (一)以外のもの (1) 略 (2) 軽易なもの イ 地方機関が管 理する財産に機 園に指定しない 地方機関が管理		_		無取果系例第8号) の規定の適用を受け ないもの (二) (一)以外のもの (1) 略 (2) 軽弱なもの イロ以外のもの	
することとなる <u>財産の借受けを</u> 除く。) ロ <u>イ以外のもの</u>	_			ロ 地方機関が管 理する財産に係 るもの(出納機 関に指定しない 地方機関が管理 する普通財産の 値 受 け を 除 く。)	_
2 公有財産の取得(会 計二関する事務に係る 注集を除く。) (一)及び(二) 略				2 公前財産の取得 (契 <u>約</u> に係る決裁を除 く。) (一)及び(二) 略	
3 公有財産の処分(会 計に関する事務に係る 決定を除く。) (一)及火二) 略				3 公有財産の処分(契 <u>約</u> に係る決裁を除 く。) (一)及び(二) 略	
				4	
4 略			-	5_略	1
<u>5</u> 略				<u>6</u> 略	
<u>6</u> 略				<u>7</u> 略	
7 公制権の所属領 は <u>労務策</u> (一) 重要なもの (二) 軽易なもの				8 公育財産の所開党之 又は近瀬策之	
8 公有財産の減失又は 吉損の調管又は報告 (一) 重要なもの (二) 軽易なもの (1) 本庁が管理す る公有財産に係る もの (2) 地方機関が管 理する公有財産に 係るもの		_		9 公領財産の減失又は き損の調査又は報告	
9 略			-	10 略	_
10 公南が産の借受者、 買受者、譲受者又は私 権の設定を受けた者が 催告を履行しない場合 の契約の解除その他の 必要な措置 (一)特に重要なもの (二) (一)以外のもの (1) 地分機類の長に 委任された事務に係 るもの (2) (1)以外のもの イ 重要なもの ロ 軽易なもの					
11 管理する公有が存在を他の所属が特用することについて行う呼電器 (一) 本庁が管理する公有機で係るもの(二) 地方機関が管理					

									i	1			1				ń									
			る公有財産に係る の																							
		12 略	ţ														<u>11</u>	略								
		13 略	}														<u>12</u>	略								
		14 略	ł														<u>13</u>	略								
		15 略	}														14	略								
	略															略										
覗	第2 (第	第3条	第4条 第5条 第6	条章	第8条	第1条	関係)	)						-	別	第2 (	第3条	、第	4条	第5条	第6	条第	8条	第11	条関系	Ŕ)
ſ	胡事項	こ係る事	<b>聚処理</b> 不												ſ	明事項	に係る	事務	理點	限						
[		事	項		事	務処:	理権	限(	0区:	分					ſ			事		項			事	務分		雀阪
	所 犀				亩	沖 権	老		透红油	域级	¥	地方	機関σ			所—— 审							車	油	佐 孝	ž.

所	事	項		튁	₿務:	処理権	限の	区分	}	
/ 属 名	種 類	内 容	知事		決	権者	7	無法	機	地方機関の 長の名和
П	1至 大块	rs H	NH3		課長	地方機関 の長		課長	地方機関 の長	
総務課	内取締ば関	物品販売の許可								
	の権限に属する事務 (本庁の庁 舎又は構内 におけるも の に 限	2 同規則第3条第 1項の規定による 許可(同項第2号 から第5号までに 係るものに限								
	<b>వ</b> , )	3 同規則第6条の 規定による必要な 処置の命令								
	二電気事業 法(昭和39 年法律第 170号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	定による保安規程 の制定又は変更に 係る経済産業大臣								
	7 0 3 111	2 同法第48条第1 項の規定による事業用電気工件物の設置若しくは変更に係る工事計画又は当該工事計画の変更についての経済産業大臣への届出								
	三 県有建物 に関する広 告物等収扱 規定基づ く知事の権 限に属する	の表示又はこれに 関する物件の設置 の許可								
		2 同訓令第5条た だし書の規定によ る1の許可の取消								
	四その他の事務	1 叙位、叙勲及び 褒章 (不) 候補者の決定 (一) 候補者の決定 (1) 春秋叙勲 及び豪章 (こ) るもの (2) 叙位、高 齢者叙勲、及び遺 族負責に係る もの (二) 国への具申								
		ŧø								総合事務

'n		事	項			事	務	処理権	限の	区分	}	
所属名	種	<b>*</b> Т	ф	容	緷	専	決	権者	73	狂決	裁豬	地方機関の 長 の 名 称
Д	俚	天貝	内	<del>\(\frac{\to}{\to}\)</del>	ᄱ	部長	課長	地方機関の長	部長	課長	地方機関の長	

	(総合事務所長の名において処理することが適当であるものに限る。)  3 本庁の庁舎の使用割当の決定又は変更  4 本庁の庁舎の暖 冷房制始及り終了の知期の決定  5 本庁の構内電話の発泉、廃止又は変更		
防災チーム 略略 略	変更 6 本庁の庁舎内での電気機器使用の 承認	防 災 チ ー ム 略 消防 チ ー ム	
	算についての総務 大臣への報告及び 公表 2 同志建20余第2 項ただし書の規定 による處出予算の 各項の経費の金額 の新用 3 同志建20余第1 項の規定による地 方債の規定による地 方債の規定による決 第についての総務 大臣への報告及び 公表 5 同志建25条の3 第1項及り第3項 の規定による一時 個人金の借入れ及 ひ当該借入金の慣		
法(昭和23年法律第 109号)に 基づく知事	る起責についての 総務大臣への協議		

税法(昭和 25年法事第 211号)に 基づく知事	1 同法第5条第1 項の規定による基準組祉需要額及び 基準排放開設期間 関する資料、特別 交付税の額の算定 に用いる資料の総 務大臣への提出				
鄭剌(昭	1 同規則第12条の 規定による歳出予 算の配当				
号)に基づく知事の権	2 同規則第14条の 規定による歳出予 算の配当替え				
<b>₽</b> 173	3 同規則第16条の 規定による歳出予 算に係る各目又は 各節の経費の金額 の流用				
録去(昭和					
六 その他の 事務	1 地方交付税及び 地方債の調定				
	2 県責の賞置				
	3 基金運用益の積立て				

総務課	公文書館管	1 全での事务				公主
	二 鳥取県庁 内取締に関 する規則に 基づく知事	物品販売の許可				
	の権限に属する事務 (本庁の庁 舎又は構内	2 同規則第3条第 1項の規定による 許可(同項第2号 から第5号までに 係るものに限				
	& )	3 同規則第6条の 規定による必要な 処置の命令				
	三 電気事業 法(昭和39 年法律第 170号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	定による保安規程 の制定又は変更に 係る経済産業大臣				
	9 公事務	2 同法第48条第1 項の規定による事業用電気工件物の設置若しくは変更に係る工事計画の は当該工事計画の変更についての経済産業大臣への届出				
	に係る知事	1 営繕工事に係る 起工の決定 (一) 請負対象設				

1 1				±1.0.65 (±8.0.10)	1 1 1	
			する事	計金額 (請負契 約の対象となる		
				部分の設計金額		
				をいう。総務課 の項の四から六		
				までにおいて同		
				じ。) が5億円		
				以上の工事に係 るもの		
				(二) 請負対象設		
				計金額が5億円		
				未満の工事に係 るもの		
				(1) 工事費が		
				2億円以上の		
				工事に係るもの		
				(2) 工事費が		
				2億円未満の		
				工事に係るもの		
				イ 建築工事		
				に系るもの (イ) 営繕		
				費に係る		
				本庁舎等		
				(本庁 舎、第二		
				方。 方舍、議		
				会棟、知		
				事公舎、 県外施設		
				及び本庁		
				発注工事 に密接な		
				関係があ		
				るもの又		
				は工事の 性質上地		
				方機関で		
				発注する		
				ことが適 当でない		
				もの。総		
				務課の項 四から六		
				までにお		
				いて同		
				じ。)の 工事に係		
				る <del>も</del> の		
				(口) (イ) 以外のも		
				0		
				a 東部		東部総合事務
				総合事 務所及		所長
				び八頭		
				総合事 務所の		
				所管区		
				域に係		
				る <del>も</del> の b 中部		中部総合事務
				総合事		所長
				務所の		
				所管区 域に係		
				るもの		
				c 西部 総合事		西部総合事務 所長
				務所及		THE STATE OF THE S
				び日野		
				総合事 務所の		
				所管区		
				域に係るまの		
				るもの 口 設備工事		
				に係るもの		
				(イ) 工事 費が6,000		
				万円以上		
				の工事に		
1 1	l l	1 I	1	係るもの	1 1 1	1 1

(ロ) 工事 費が6,000 万円末満 の工事に 係るもの a 營繕 費に本庁 舎等に 氏系も の b a以 外のも の (a) 東総	東祖総合事務所長
事所び頭合務の管域係もの () 中総事所所区にるの () 中総事所所区に にでは係の	中部総合事務所長
るの (c) 西総事務及び野合務及び野合務の管域係るもの	西部総合事務所長
2 営権工事に係る	
工事に係るもの (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るもの の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係るる 本方(合等 の工事に 係るもの)	

	(ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭	東部総合事務所長
	総合事の 務所 域にもの b 総合所 を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	中部総合事務所長
	stの c 総所 所 野 総所 野 総所 野 総 所 所 管 に 係 所 管 に 係 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	西部総合事務所長
	ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの (ロ) 工事 費が6,000	
	万円未満 の工事に 係る き 費 で 本	
	b a以 外のも の (a) 東総 事務 所 び び	東部総合事務所長
	)頭合務の管域係 もの (中)部	中铝酸合事務所長
	、中総事所所区にるので、西ので、西ので、西ので、西ので、西ので、西ので、西ので、西ので、西ので、西	<b>西部総合事務</b>
	西総事所び野合務の管域部合務及日総事所所区に	所長

仮ス	1 1 1 1 1
係る もの	
3 営繕工事に係る 請負契約の締結を	
随意契約の方法に	
よることの決定	
(4の場合を除 く。)	
(一) 請負対 <u>象</u> 設	
計金額が5億円	
以上の工事に係 る <del>も</del> の	
(二) 請負対象設	
計金額が5億円	
未満の工事に係	
るもの (1) 工事費が	
2億円以上の	
工事に係るも	
の (2) 工事費が	
2億円未満の	
工事に係るも	
のイ建築工事	
に係るもの	
(イ) 営繕	
費に係る 本庁舎等	
本庁音等 の工事に	
係るもの	
(ロ) (イ)	
以外のも の	
a 東部	<b>東部総合事務</b>
総合事	所長
務所及 び八頭	
総合事	
務所の	
所管区 域に係	
るもの	
b 中部	中部総合事務
総合事務所の	所長
所管区	
域に係	
るもの c 西部	西部総合事務
総合事	所長
務所及	
び日野 総合事	
務所の	
所管区	
域に係 る <del>も</del> の	
ロ設備工事	
に係るもの	
(イ) 工事 費が6,000	
万円以上	
の工事に	
係るもの (ロ) 工事	
(ロ) 工事 費が6,000	
万円未満	
の工事に	
係るもの a 営繕	
費に係	
る本庁	
舎等の 工事に	
係るも	
0	
b a以 外のも	
0 0	
(a)	<b>東部総合事務</b>
東部総合	所長
総	

	所 7 び 編 合 編 務 所 7 で	人给属所 不 工 二 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	中部総合事務所長
	所で 所で に に る。 の (c) 西 部 事 形 び 野 組 合 る る る る る る る る る る る る る る る る る る	D 管或系5	西部総合事務所長
	の 所管 [ 域   域   域   域   域   域   域   域   域   域	所 X I I I I I I I I I I I I I I I I I I	
	計金額が2億以上の工事に るもの (二) 請負対象語 計金額が2億 未満の工事に るもの (1) 営護費 係る本庁舎等 の工事に係っ もの (2) (1)以のもの イ 東田総計		東部総合事務
	事務所及で 小野総合等 務所の所で 区域に係。 もの ロ 中部総計 事務所の 管区域に るもの 八 西部総計 事務所及で 日野総合等 を持った。 日野が合う 発所の所が 区域に係る。		所長 中部総合事務 所長 西部総合事務
	もの  5 営種工事に係る 請負契約の締結な 決定 (一) 請負対象語 計金額が2億 以上の工事に るもの (二) 請負対象語 計金額が2億 未満の工事に るもの (1) 建築工事に	D 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	

	係8 等の 係2 口 1 もの (イ 終 所 で	総議費に本介含 ついの の の の の の の の の の の の の の の の の の の	東部総合事務所長
	管 (5 (口 総 所	所の所 区域に るもの ) 中部 合事務 の所質 域に係	中部総合事務所長
	る (八) (利) (2) (2) (3) (4) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	もの ) 西部 合事務 汲び日 総合事 所の所 区域に るもの 段権工事	西部総合事務所長
	(ロ Β) σ. a	) (イ) 外のも	東部総合事務所長
	b	域に係 るもの 中部 総合事 務所の 所管区	中部総合事務所長
	c	域に係 るもの 部 総務所及 び日野 総務所の 所管区 総所の 所管区 域 るもの	西路総合事務所長
	6 営業正 土地 水河 量及び配 の決定 (一) 契終 となる語 額が1側 のもの (二) 契終 となる語 額かも,の 上1億円 もの (三) 契終	高等の測 近の委託 5の対象 形がの金 記可以上 5の対象 の方円以 日末満の	

となる部分の金額的も、000万円末満かたの(1)契約の対象となる部分の金額的も00万円以上のもの(2)契約の対象となる部分の金額的も00万円円未満がもしのインを調査をは、係る本ものロインの東部のは、係るもの(イ)の東部のは、係るもののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは	東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務
7 営・工事経の委託の決定 (一) 契約の分別金・銀がののようのは、	東部総合事務 所長 中部総合事務 所長

1111	係るもの	
	8 他部局の所掌に	
	係る営繕工事の受	
	託の決定	
	9 営繕工事に係る 一般競争入札又は	
	指名競争入札の執	
	行 (一) 請負対象設	
	計金額が2億円 以上の工事に係	
	る <del>も</del> の	
	(二) 請負対象設 計金額が2億円	
	未満の工事に係 るもの	
	(1) 建築工事	
	に係るもの イ 営繕費に	
	係る本庁舎 等の工事に	
	係るもの	
	ロ イ以外の もの	
	(イ) 東部 総合事務	<b>東部総合事務</b> 所長
	所及び八	
	頭総合事 務所の所	
	管区域に 係るもの	
	(口) 中部 総合事務	中部総合事務所長
	所の所管	mix
	区域に係 る <del>も</del> の	
	(八) 西部 総合事務	西部総合事務所長
	所及び日	//itx
	野総合事 務所の所	
	管区域に 係るもの	
	(2) 設備工事	
	に係るもの イ 請負対象	
	設計金額が 6,000万円以	
	上の工事に	
	係るもの 口 請負対象	
	設計金額が 6,000万円未	
	満の工事に	
	係るもの (イ) 営繕	
	費に係る 本庁舎等	
	の工事に 係るもの	
	(ロ) (イ)	
	以外のも の	
	a 東部 総合事	東部 <b>総合事務</b> 所長
	務所及	//itx
	び八頭 総合事	
	務所の 所管区	
	域に係	
	るもの b 中部	中部総合事務
	総合事 務所の	所長
	所管区	
	域に係 るもの	
	c 西部 総合事	西部総合事務所長
	務所及	
	び日野 総合事	

10 不動産登記法 (明経2年 法律解 24号)に基ご (明後2年 法律解 24号)に基ご (一) 東部総合事 務所及び ( 頭能) 合事系所の所管 区域に係るもの (二) 西部総合事 務所の区間 ( 三) 西部総合事 務所の区間 ( 三) 西部総合事 務所の公用 ( 三) 西部総合事 務所の入間 ( 三) 西部		務所の 所管区 域に係 るもの		
及びこれに 伴う蒸音響 の指名 翔に係る観 (一) 請負対象設 計金額が2億円 財産に関する規則 (二) 請負対象設 計金額が2億円 財産に関する規則 (二) 請負対象設 計金額が2億円 財産の一事に係 るもの (1) 建築工事 の補限に置する事務 (1) 建築工事 の補限に置する事務 (1) 建築工事 の補限に置する事務 (1) 建築工事 の補限に置する事務 (1) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事務 所及び八 頭総合事務 所のの所管 区域に 係るもの (口) 中部 総合事務 所の所管 区域に 係るもの (口) 中部 総合事務 所の所管 区域に 係るもの (口) 中部 総合事務 所の所管 区域に 係るもの (口) 中部 総合事務 所の所管 区域に 係るもの (口) 中部 総合事務 所の所管 区域に 係るもの (口) 中部 総合事務 所の所管 区域に 係るもの (口) 中部 総合事務 所の所管 区域に 係るもの (1) 西部 総合なび 所長		(明台32年 計事第 24号) に基づく不動産の整記 (一) 東部総合事務所及びり頭総合事務所及びり頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部と終合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所の所管と対して、日本部との事務所の所管と対して、日本部との事務所の所管とは、日本の表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表		所長 中部総 所長 西部総
等の工事に 係るもの 口 イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所に係 るもの (バ) 西事務 所の所に係 るもの (バ) 西事務 所及び事 務所の所 管区域に 係るもの (イ) 西部 総合事務 所及び目 野総合の所 管区域に 係るもの (イ) 西部 総合もの (イ) 西部 総合もの (イ) 西部 総合もの (イ) 西部 総合もの (イ) 西部 総合もの (イ) 西部 総合もの (イ) 西部 総合もの (イ) 西部 総合もの (イ) 西部 総合もの (イ) 西部 (イ) 西部 (イ) 一野総合 (イ) 一丁事 (イ) 一丁可以 (イ) 一丁可以 (一) 一可以 (一) 一可以 (一) 一可以 (一) 一可以 (一) 一可以 (一) 一)	及びこれに 伴う猛落鳥 取悪悪の人札 制度を現りを 見り が発見しま 第6号く知り 事でいる。 第7号と 第7号と 第7号と 第7号と 第7号と 第7号と 第7号と 第7号と	規定による入札者 の指名 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 末満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に		
るもの (八) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 ・ 設計金額が 6,000万円以 上の工事に		等の工事に係る中ののでは、 (イ) を (イ) を (イ) を (イ) を (4) を (5) を (5) を (6) を (6) を (7)		所長中部総合
		るもの (ハ) 西部 総合の 所及び自事 務所区域の 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請計金負対象 設計金所 6,000万円以		

	所域もの部事の区係の部事の区係の部事の区係の部事の区係の部事を対した。 総務が域る・総務が総務所域を一総務が総務所域を一般務所でにもの部事を野事の区係の。 会はののは、会議の、会議の、会議の、会議の、会議の、会議の、会議を表記。	中部総合事務所長
	計金財政とは 約分の対象には 約分の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方	東底総合事務所長中部総合事務所長
	(2) 設備工事に係るもの イ 請負対象 設計一金額が 6,000万円以上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計一金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) に係る 費に作る等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部	東部総合事務

	総務び総務所域るb総務所域るc総務び総務所域るb総務所域るb総務所域るc総務が総務所域るb総務所域るc総務が総務所域るbにも中合所管にも西合所日合所管にものにありいる。	中部総合事務所長 西部総合事務所長
	2 規定の は	東部総合事務所長中部総合事務所長西部総合事務所長
	本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総所及	東部総合事務所長

	び総務所域る と終務所域る と終務が域る と終務所域る と終務所域る と終務が域る と終務が域る の部事の区係の部事の区係の部事及野事の区係の設定の設定の登場の は、	中部総合事務所長
	別は多さもの (四) 会話や縁設 計金館が800万円 以上5,000万円末 満の委託業第1 (名) 会話でり (五) 会話でり (五) 会話でいまさい (五) 会話でいまさい (五) 会話であるこの (五) 会話であるこの (五) といっています。 (五) 会話であるこの (五) 会述であるこの (五) 会述であるこの (五) 会述であるこの (五) 会述であるこの (五) 会述である (五) 会述でなる (五) 会述でなる (五) 会述でなる (五) 会述でなる (五) 会述でなる (五) 会述でなる (五) 会述でなる (五) 会述でなる	東部除合事務所長
	係るもの (ロ) 中部 総合 中部 総合 事務 所の域の (ハ) 合事が信 (スもの) 一部 の 世部 の 世	中部総合事務所長
	(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るも(ロ) いかのも の a 東部 総所及 び八頭	東部総合事務所長

	総務所域るb総務所域るb総務所域る中総務所域る中総務所域る中総務所域る中のの医療の部事の医療の部事及野事の医療の部事及野事の医療の部まないのであるという。	中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
	3 同規則第30条第 1項の規定による調査主 関本 1項の規定による 調査主 関本 1項の規定による 調査主 1項の規定 1項の規定 1分の	東際企事務所長
	管区域に (係るもの (ロ) 中事務 所の域にの 中事務 所の域にの 西事務 所の域にの 西事務 所の域にの 西事務 所の 国事 経済の域にの (2) 係。設本・ (2) 係。設本・ (3) は、 (4) は、 (5) は、 (5) は、 (6) に、 (6) は、 (6) は (6)	中部総合事務所長 四部総合事務所長
	は、いかけれ 満の工事の 係が上 係が上 に 係が生 に に に に に に に に に に に に に	東部総合事務所長

	務所域る 総務所域る 総務所域る 総務所域る 総務の部事の区係の部事及野事の区係の の記係のの部事を の記したののでは、 の記したののでは、 の記したののでは、 の記したののでは、 の記したののでは、 の記したののでは、 のでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは	中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
	4 同規則第31条第 11項規定による最低期限ではよる。最低期限回格の決定 (一) 請負対象語 計金額が2事に係るもの (二) 請負対象語 計金額が2事に係るもの (1) 練覧日未満の工事に係るもの (1) 経験工事に係るもの (1) 経験工事に係るもの (1) 経験工事に係るのは、10 を調査を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	東部総合事務所長
	管区域に 係る中部 総合も中部 総合の (ロ) 合称 総合の (ロ) 合称 総合の (カ) 合称 (カ) 合称 (カ) 合称 (カ) 音が (系) 部 (系) 》 (不) 》 (本) 》	中部総合事務所長 西部総合事務所長
	6,000万円未 満の0万円事に 係るもの (イ) 監 質に係る等の で工るもの (ロ) 外のも の 東合所以 の 東合所 の 取部 総務所、以合所 び、公 の 取 の 取 の 取 の 取 の 取 の 取 の 取 の 取 の 取 の 取	東部総合事務所長

	所域に係の b 総務所管により がはもの部事の がはものの部事の がはものの部事の がはもののののでは、 がは、またのののでは、 がは、またののでは、 がは、またののでは、 がは、またののでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ので	中部総合事務所長 西部総合事務所長
	円以上の委託 翔式系表布の (四) 委託 対象設 計金額が500万円 以上5,000万円末 満の委託業務に 係るもの (五) 委託 対象設 計金額が500万円 未満の委託業務 に係るもの (1) 建築工事 に係る本の イ 営繕育さ 係る本事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合数が の口 がのして、 のして のして、 のして のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、 のして、	東部総合事務所長
	務所の所に 係る主の (ロ) 事務 所のはに係る主の (バ) 事務 所のはに係る主の (バ) 合事務 所及場合の所 野総合の所 管区域も (仮域・ (を) 会を (2) 設を はの (2) は はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの はの	中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
	口 請負債 ( )	東部総合事務所長

	域に係 るもの b 中部 総育の 所管に	中部総合事務所長
	域に係の c 総務所田奇事 務所 野事 務所 医 様 孫所 田 事 務所 管 本 務所 管 本 務所 管 伝 る も な ま も か ま か ま か ま か ま も か ま ま ま も か ま ま も か ま も か ま も か ま も か ま も か ま ま ま ま	西路給金事榜所長
六 営業を表記見り、	るもの 第 1 1 1項に 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	東所長 中所長 西所長 中所長 西所長 中所長 西所長
	<ul><li>(二) 設備工事に係るもの</li><li>(1) 営繕費に係る本庁含等の工事に係るもの</li><li>(2) 請負対象</li></ul>	

	設計金額が 6,000万円以上	
	の工事に係る もの イ 東記総合	東部総合事務
	事務所及び 八頃総合事 務所の所管	所長
	区域に係る         もの         口 中部総合	中部総合事務
	事務所の所 管区域に係 るもの	所長
	八 西部総合 事務所及び 日野総合事	西部総合事務 所長
	務所の所管 区域に係る もの	
	(3) 請負対象 設計金額が 6,000万円末満	
	の工事に係る もの イ 東部総合	東部総合事務
	事務所及び 八頭総合事 務所の所管	所長
	区域に係る もの ロ 中部総合	中部総合事務
	事務所の所 管区域に係 るもの	所長
	八 西部総合 事務所及び 日野総合事	西路合事務 所長
	務所の所置 区域に係る もの	
	2 同規則第18条第 11項の規定による 見積書の提出者の	
	元代語の地面句   決定 (一) 請負対象設   計金額が2億円	
	高1並配がと取け、 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設	
	(二) nfigv.jsfa.x 計七金額が2億円 未満の工事に係 るもの	
	(1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に	
	係る本庁舎 等の工事に 係るもの	
	ロ イ以外の もの (イ) 東部	東部総合事務
	総合事務 所及び八 頭総合事	所長
	務所の所 管区域に 係るもの	
	(ロ) 中部 総合事務 所の所管	中部総合事務 所長
	区域に係 る <del>も</del> の (八) 西部	西総合事務
	総合事務 所及び日 野総合事	所長
	務所の所 管区域に 係るもの	
	(2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象	
1 1	設計金額が	I

6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円末 満の工事に 係るもの (イ) 営繕	
費に係る 本庁舎等 の工事に (係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及	東巡 <b>総合事務</b> 所長
び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区	中部総合事務所長
域に係るもの   での 西部   総合事   務所及   び日野   総合事   務所の   所管区   域に係	西路紀 <b>等</b> 榜所長
3 同規則第19条の 規定による予定値 格の実定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設	
計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの	
ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの	東部総合事務所長
(ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの	中部総合事務所長
(ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設権工事 に不るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に	西部紀 <del>二</del> 事務 所長

	<b>係るも</b> の	
	ロ 請負対象 設計金額が	
	6,000万円未 満の工事に	
	係るもの (イ) 営繕	
	費に係る	
	本庁舎等 の工事に	
	係るもの	
	(ロ) (イ) 以外のも	
	の a 東部	東部総合事務
	総合事 務所及	所長
	び八頭	
	総合事 務所の	
	所管区 域に係	
	る <del>も</del> の	<b>小点似公主</b> 权
	b 中部 総合事	中部総合事務所長
	務所の 所管区	
	域に係 <b>るも</b> の	
	c 西部	西路台事務
	総合事務所及	所長
	び日野 総合事	
	務所の 所管区	
	域に係	
	るもの	
	4 同規則第22条の 規定による請負契	
	約の相手方の決定	
	(一) 請負対象設 計金額が2億円	
	以上の工事に係るもの	
	(二) 請負対象設 計金額が2億円	
	未満の工事に係るもの	
	(1) 営繕費に	
	係る本庁舎等 の工事に係る	
	もの (2) (1)以外	
	のもの	市市政治人主义
	イ 東部総合 事務所及び	東部総合事務 所長
	八頭総合事 務所の所管	
	区域に係るもの	
	口中部総合	中部総合事務
	事務所の所管区域に係	所長
	る <del>も</del> の 八 西部総合	西路台事務
	事務所及び 日野総合事	所長
	務所の所管	
	区域に係る もの	
	5 同規則第23条第	
	1項の規定による 請負契約の相手方	
	の決定	
	(一) 請負対象設 計金額が2億円	
	以上の工事に係るもの	
	(二) 請負対象設 計金額が2億円	
	未満の工事に係	
	<u>გ</u> ಕ්ග	

	(1) にイ (1) にイ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	東所長 中部
	務所の	四條合事務所長
	6 同規則第26条にだし書の規定による権利競別の譲渡等の譲渡等の譲渡等の譲渡等の譲渡等の譲渡が譲渡計金額を変更した場合にあっては、当初の請負が撃設計金額。 総務無の頂の六において同じ、)が5 億円以上の工事に係るもの(二) 前負が縁段	